



令和6年度

八代海岸保全事業  
堤防動態観測業務

# 積 算 書

(当初)

九州農政局  
八代海岸保全事業所



相場書類 \ 2 / 2















事業名	八代海岸保全事業				
業務名	堤防動態観測業務				
業務別業務名: 堤防動態観測業務					
名 称 (規 格)	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接経費(電子成果・安全費除く)				60,000	
・ 直接経費(電子成果・安全費除く)	1.000	式		60,000	
・・ 直接経費(電子成果・安全費除く)	1.000	式		60,000	
・・・ 旅費交通費(測量)	1.000	式	14,000	14,000	1 式当たり
S63012 打合せ(測量旅費・交通費) 通勤により打合せ,,, ライトバン, 1日, 2時間, L<100km (100km未満)	2.000	回	4,618	9,236	歩A・単A S単 8号
S63012 打合せ(測量旅費・交通費) 通勤により打合せ,,, ライトバン, 1日, 2時間, L<100km (100km未満)	1.000	回	4,618	4,618	歩A・単A S単 9号
合 計				13,854	
・・・ その他	1.000	式	3,000	3,000	1 式当たり
S63023 電子納品版業務報告書作成 1, A-4, 200, 3cm, 0	1.000	式	3,225	3,225	歩A・単A S単 12号
合 計				3,225	
・・・ 旅費交通費(現地作業)	1.000	式	26,000	26,000	1 式当たり
P96004 高速道路等料金 消費税抜き	12.000	往復	2,126	25,512	歩A・単A
合 計				25,512	
・・・ 開示用成果物作成	1.000	式	17,000	17,000	1 式当たり
T00005 開示用成果物作成	1.000	式	16,847	16,847	歩A・単A T単 4号
合 計				16,847	







事業名	八代海岸保全事業					
業務名	堤防動態観測業務					
業務別業務名:堤防動態観測業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S 単一 1号 ***					
S02115	測量主任技師		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量主任技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04022 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04022	測量主任技師	1,000	人	54,600	54,600	
	合 計				54,600	算出数量 1,000 人
	单 価				54,600	
	*** S 単一 2号 ***					
S02115	測量技師		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04023 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04023	測量技師	1,000	人	47,100	47,100	
	合 計				47,100	算出数量 1,000 人
	单 価				47,100	
	*** S 単一 3号 ***					
S02115	測量技師補		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量技師補			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04024 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04024	測量技師補	1,000	人	36,900	36,900	
	合 計				36,900	算出数量 1,000 人
	单 価				36,900	
	*** S 単一 4号 ***					
S02115	測量助手		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量助手			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04025 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04025	測量助手	1,000	人	34,600	34,600	
	合 計				34,600	算出数量 1,000 人
	单 価				34,600	
	*** S 単一 5号 ***					
S02115	測量補助員		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量補助員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04032 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04032	測量補助員	1,000	人	25,900	25,900	
	合 計				25,900	算出数量 1,000 人

事業名	八代海岸保全事業					
業務名	堤防動態観測業務					
業務別業務名:堤防動態観測業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	単 価				25,900	
	*** S 单一 6号 ***					
S02115	技術員		人			歩A 1,000 人当たり算出
	技術員			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04007 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1.000	人	33,600	33,600	
	合 計				33,600	算出数量 1,000 人
	単 価				33,600	
	*** S 单一 7号 ***					
S63002	測量業務基準日額		式			歩A 1,000 式当たり算出
	測量業務基準日額 0.00人, 12.00人, 19.00人, 15.00人, 10.00人, 0.28日			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)測量主任技師人数 2)測量技師人数	0.00人 12.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)測量技師補人数 4)測量助手人数	19.00人 15.00人		深夜時間:0.0		
	5)測量補助員 6)往復移動日数	10.00人 0.280日				
R04023	測量技師	3.360	人	47,100	158,256	
R04024	測量技師補	5.320	人	36,900	196,308	
R04025	測量助手	4.200	人	34,600	145,320	
R04032	測量補助員	2.800	人	25,900	72,520	
	合 計				572,404	算出数量 1,000 式
	単 価		式		572,404	
	*** S 单一 8号 ***					
S63012	打合せ (測量旅費・交通費)		回			歩A 1,000 回当たり算出
	打合せ (測量旅費・交通費) 通勤により打合せ,, ライトバン, 1日, 2時間, L < 100km (100km未満)			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	)			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量主任技師配置人員 2)測量技師配置人員	1人 1人		深夜時間:0.0		
	3)測量技師補配置人員 4)打合せ日数	0人 0.50日				
	5)往復移動日数 6)宿泊区分	0.20日 通勤により打合せ				
	9)交通機関区分 10)高速道路往復料金 (税別)	ライトバン 2,126円				
	11)鉄道往復 1人当料金 (税別) 12)バス往復 1人当料金 (税別)	0円 0円				
	13)船舶往復 1人当料金 (税別) 14)航空往復 1人当料金 (税別)	0円 0円				
	15)ライトバン使用日数 16)時間区分	1日 2時間				
	17)往復移動距離区分	L < 100km (100km未満)				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	2,126	2,126	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	156	842	
	合 計				4,618	算出数量 1,000 回
	単 価		回		4,618	
Y70013	安全費往復経費				0	

事業名	八代海岸保全事業					
業務名	堤防動態観測業務					
業務別業務名:堤防動態観測業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S 単一 9号 ***					
S63012	打合せ (測量旅費・交通費) 打合せ (測量旅費・交通費) 通勤により打合せ,,, ライトバン, 1日, 2時間, L < 100km (100km未満)	回	時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	歩A 1,000 回	当たり算出
)			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0		
1)測量主任技師配置人員	1人	深夜時間:0.0				
2)測量技師配置人員	0人					
3)測量技師補配置人員	1人					
4)打合せ日数	0.50日					
5)往復移動日数	0.20日					
6)宿泊区分	通勤により打合せ					
9)交通機関区分	ライトバン					
10)高速道路往復料金 (税別)	2,126円					
11)鉄道往復 1人当料金 (税別)	0円					
12)バス往復 1人当料金 (税別)	0円					
13)船舶往復 1人当料金 (税別)	0円					
14)航空往復 1人当料金 (税別)	0円					
15)ライトバン使用日数	1日					
16)時間区分	2時間					
17)往復移動距離区分	L < 100km (100km未満)					
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1,000	式	2,126	2,126	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1,000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5,400	L	156	842	
	合 計				4,618	1,000 回
	单 価	回			4,618	
Y70013	安全費往復経費				0	
	*** S 単一 10号 ***					
S63014	打合せ (測量業務基準日額) 打合せ (測量業務基準日額) 着手前・最終, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.5日, 0.2日	回	時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	歩A 1,000 回	当たり算出
	1)打合せ	着手前・最終	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0		
	2)測量主任技師人数	1.00人				
	3)測量技師人数	1.00人	深夜時間:0.0			
	4)測量技師補人数	0.00人				
	5)打合せ日数	0.500日				
	6)往復移動日数	0.200日				
R04022	測量主任技師	0.700	人	54,600	38,220	
R04023	測量技師	0.700	人	47,100	32,970	
	合 計				71,190	1,000 回
	单 価	回			71,190	
	*** S 単一 11号 ***					
S63014	打合せ (測量業務基準日額) 打合せ (測量業務基準日額) 中間, 1.00人, 0.00人, 1.00人, 0.5日, 0.2日	回	時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	歩A 1,000 回	当たり算出
	1)打合せ	中間	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0		
	2)測量主任技師人数	1.00人				
	3)測量技師人数	0.00人	深夜時間:0.0			
	4)測量技師補人数	1.00人				
	5)打合せ日数	0.500日				
	6)往復移動日数	0.200日				
R04022	測量主任技師	0.700	人	54,600	38,220	
R04024	測量技師補	0.700	人	36,900	25,830	
	合 計				64,050	1,000 回
	单 価	回			64,050	
	*** S 単一 12号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成	式			歩A 1,000 式	当たり算出





事業名	八代海岸保全事業					
業務名	堤防動態観測業務					
業務別業務名: 堤防動態観測業務						
コード	名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
	*** T单一 1号 ***					
T00001	堤防動態観測		km		5.556 km	歩A 当たり算出
S02115	測量主任技師	0.200	人	54,600	10,920	S単 1号
S02115	測量技師	1.700	人	47,100	80,070	S単 2号
S02115	測量技師補	1.700	人	36,900	62,730	S単 3号
S02115	測量助手	2.000	人	34,600	69,200	S単 4号
P96008	機械経費(堤防動態観測) 直接人件費に対して	0.035		222,920	7,802	
P96009	通信運搬費等(堤防動態観測) 直接人件費に対して	0.005		222,920	1,115	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	156	842	
	合 計				232,679	算出数量 5.556 km
	単 価		km		41,879	
	*** T单一 2号 ***					
T00002	3級水準測量		km		5.556 km	歩A 当たり算出
S02115	測量主任技師	0.200	人	54,600	10,920	S単 1号
S02115	測量技師	1.700	人	47,100	80,070	S単 2号
S02115	測量技師補	1.700	人	36,900	62,730	S単 3号
S02115	測量助手	2.000	人	34,600	69,200	S単 4号
P96010	機械経費(3級水準測量) 直接人件費に対して	0.035		222,920	7,802	
P96011	通信運搬費等(3級水準測量) 直接人件費に対して	0.005		222,920	1,115	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	156	842	
	合 計				232,679	算出数量 5.556 km
	単 価		km		41,879	
	*** T单一 3号 ***					
T00004	2級基準点測量		点		10.000 点	歩A 当たり算出
	電子基準点のみを既知点とした基準点測量					
S02115	測量主任技師	1.000	人	54,600	54,600	S単 1号
S02115	測量技師	5.500	人	47,100	259,050	S単 2号
S02115	測量技師補	14.000	人	36,900	516,600	S単 3号
S02115	測量助手	6.500	人	34,600	224,900	S単 4号
S02115	測量補助員	7.500	人	25,900	194,250	S単 5号
P96012	機械経費(2級基準点測量) 直接人件費に対して	0.120		1,249,400	149,928	
P96013	通信運搬費等(2級基準点測量) 直接人件費に対して	0.010		1,249,400	12,494	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	44.800	L	156	6,989	
	合 計				1,418,811	算出数量 10.000 点
	単 価		点		141,881	
	*** T单一 4号 ***					
T00005	開示用成果物作成		式		1.000 式	歩A 当たり算出



令和6年度八代海岸保全事業  
堤防動態觀測業務

特別仕様書

九州農政局 八代海岸保全事業所

## 第1章 総 則

### 第1－1条（適用範囲）

令和6年度八代海岸保全事業 堤防動態観測業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### 第1－2条（目的）

本業務は、八代海岸保全事業の一環として建設される堤防堤体の動態観測及び事業地区内の基準点確認を行うものである。

### 第1－3条（場所）

業務位置は熊本県八代市郡築六番町～郡築十二番町及び昭和同仁町地内で、別添位置図に示すとおりである。

### 第1－4条（業務概要）

本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。

#### （1）堤防動態観測

- 1) 郡築工区 L = 12. 2 km
  - 2) 昭和工区 L = 9. 4 km
- (2) 3級水準測量 L = 18. 0 km
- (3) 2級基準点測量
- 1) 郡築工区 7点
  - 2) 昭和工区 6点

### 第1－5条（一般事項）

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 測量作業規程第24条（基準点測量作業計画）及び第51条（レベル等による水準測量作業計画）については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。
- (2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与える、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。
- (3) 一部区間においては、工事実施予定となっていることから、現地作業にあたっては事前に監督職員と調整するものとする。

### 第1－6条（配置技術者の確認）

共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

### 第1－7条（保険加入）

受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

### 第1－8条（技術員等の配置）

本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。

配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。

## 第2章 作業条件

### 第2－1条（作業基本条件）

測量作業の基本条件は、次のとおりである。

本測量の基準となる既知点は、別添位置図に示すとおりである。

### 第2－2条（貸与資料）

貸与資料は、次表のとおりとする。

番号	貸与資料	数量
1	令和3年度八代海岸保全事業 郡築・昭和工区堤防測量業務 報告書	1式
2	その他業務実施上、監督職員が必要と認める資料	1式

貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き完了検査時に一括して返納しなければならない。

### 第2－3条（関連業務）

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者等と連携を密にして、相互に協調の図られた測量としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	八代海岸保全事業 現場技術（その1）業務	令和5年4月10日～ 令和6年12月19日

## 第3章 作業内容

### 第3－1条（作業項目及び数量）

本作業における作業項目及び数量は、次表のとおりとする。

なお、測量作業規程第22条及び第49条に規定する方式の選択については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

作業項目	数量	内容	観測点
堤防動態観測	郡築工区 L=12.2km	区間長：L=3.05km 観測回数：4回 水準点：BM.1～BM.3 3級水準測量に準ずる。	堤防天端 62点 堤防上段道路肩 62点 (No.0～No.61の測点毎(@50m))

	昭和工区 L=9.4km	区間長：L=2.35km 観測回数：4回 水準点：BM.4～BM.6 3級水準測量に準ずる。	堤防天端 49 点 堤防上段道路肩 49 点 (No.0～No.47 の測点毎 (@50m) 及び No.12+19)
3級水準測量	L=18.0km	3級水準測量	一等水準点 2386、 BM.1 ～ BM.6、 二等水準点 940093A
2級基準点測量	郡築工区 7 点	電子基準点のみを既知点とした 2級基準点測量	2 郡 NO.1 ～ 2 郡 NO.7
	昭和工区 6 点		2 昭 NO.1 ～ 2 昭 NO.6

※堤防動態観測の観測月は6月、9月、12月及び3月とするが、詳細は監督職員と協議するものとする。

### 第3－2条（作業の留意点）

測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 堤防動態観測については、潮位の影響が少ない小潮時を原則とする。
- (2) 堤防動態観測で異常値が確認された場合は、速やかに監督職員へ報告するものとする。
- (3) 2級基準点測量及び3級水準測量成果の検定については、測量作業規程第14条を適用する。
- (4) 観測データのとりまとめについては、監督職員と協議するものとする。

### 第3－3条（管理技術者）

管理技術者は、次のとおりとする。

- (1) 共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。
- (2) 別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。  
なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

### 第3－4条（業務写真における黒板情報の電子化）

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

#### （1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.htm>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### （2）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
  - 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならぬ。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
  - 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。  
なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
  - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
- 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。
- なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
- 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

## 第4章 業務管理

### 第4－1条（情報共有システム）

- 1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- 3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

## 第5章 打合せ

### 第5－1条（打合せ）

共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 測量作業着手前の段階

第2回 中間打合せ（堤防動態観測1回目観測結果整理段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第6章 成果物

### 第6－1条（成果物）

成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

(2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

### 第6－2条（開示用成果物の作成及び提出）

第6－1条に記載している成果物（PDFファイル）に含まれる、行政機関の保有する情報の公開に関する法律における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りする措置を行い提出しなければならない。

(1) 開示成果物の電子媒体（CD-R等）1部

なお、「不開示情報」とは、下表のとおりである。

不開示とする情報	該当項目	該当条項
個人に関する情報 及び法人その他団体に関する情報	記述等により特定の個人を識別することができる情報 ・受注者氏名 ・個人、会社の印影 ・実施設計に必要な各種調査結果に記載された調査員等の氏名 ・打合せ議事録等の発注者以外の氏名及び組織名 ・図面等に記載された地番、所有者等の氏名、住所等 ・顔写真 ・技術提案等の当該法人の知的財産に関する情報 ・概算金額算出のための材料単価等見積もり業者名 ・IPアドレス等機器の接続情報 ・その他（公にすることにより個人、会社の権利利益を害する恐れのある情報）	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第5条第一号及び第二号イ

### 第6－3条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県八代市大村町1092-1

九州農政局八代海岸保全事業所

## 第7章 契約変更

### 第7－1条（契約変更）

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2－1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6章に示す「成果物」に変更が生じた場合

- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

## 第8章 定めなき事項

### 第8－1条（定めなき事項）

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

- ・第3－3条、第5－1条関連

**【割合】**

予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

位置図

S=1:10000



基準点一覧表（世界測地系）		
名 称	X	Y
2郡NO.1	-49763.510	-39647.360
2郡NO.2	-49145.848	-39439.968
2郡NO.3	-49175.811	-39484.548
2郡NO.4	-49971.335	-40244.525
2郡NO.5	-50381.597	-40657.270
2郡NO.6	-50779.139	-40881.671
2郡NO.7	-51191.045	-41115.886

水準点一覧表		
名 称	標高 (m)	
BM.1	4.469	
BM.2	3.397	
BM.3	2.237	
BM.4	2.219	
BM.5	2.926	
BM.6	5.028	

令和6年度八代海岸保全事業 堤防動態観測業務	位置図
図面名	位置図
作成年月日	
縮 尺	S=1:10000
会社名	
事務所名	九州農政局 八代海岸保全事業所